

## 第2段階の交付申請に必要なもの一覧

\* 申請書等に消えるペンでの記入はご遠慮ください。

	書類名等	備考	チェック欄
①	不妊に悩む方への豊田市特定治療補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者名は補助金の振込先口座名義人のお名前を記入してください。</li> <li>1回の治療ごとに1枚必要です。複数回分の治療をまとめて申請することはできません。</li> </ul>	
②	不妊に悩む方への豊田市特定治療支援事業受診等証明書(様式第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1回の申請ごとに記入してもらってください。</li> <li>(治療の一環として院外処方にて投薬等が発生する場合には、様式第4号にその旨、及び利用した薬局名・投薬費用を主治医に記入してもらってください。)</li> <li>(例)「〇〇薬局での投薬料も特定不妊治療の一環として認める。¥△△△円」金額の記入が必要です。</li> </ul>	
③	豊田市不妊検査・治療費補助金交付請求書(様式第9号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑が必要です。</li> <li>1回の治療ごとに1枚必要です。</li> </ul>	
④	医療機関・薬局発行の領収書(原本)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原本は申請時にスタンプを押し、コピーをとり返却します。</li> <li>領収書を紛失した場合には、医療機関に領収証明書等を交付してもらい、領収書の代わりとします。</li> </ul>	
⑤	<p>【法律上の夫婦】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夫及び妻の両方又はいずれかが日本人の場合 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)</li> <li>夫及び妻の両方が外国人の場合 婚姻届受理証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夫及び妻の両方又はいずれかが日本人の場合は戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)が必要です。 …戸籍謄本は本籍地で取得してください。</li> <li>●夫及び妻の両方が外国人の場合は婚姻届受理証明書が必要です。 …婚姻届受理証明書は婚姻の届出をした市町村で取得してください。</li> <li>・申請日から6か月以内に発行されたものに限りです。</li> <li>・ただし、同日に第2段階を複数回又は第1段階を申請する場合や、以前の申請時(令和3年度版に限る)に提出したものが、今回の申請日から6か月以内に発行されたもの場合は省略できます。</li> </ul>	
⑥	<p>【事実婚関係の者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事実婚関係にある両人の戸籍謄本と住民票</li> <li>別居の場合、事実婚関係に関する申立書(様式11号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重婚でない証明のため両人の戸籍謄本と住民票が必要です。</li> <li>・同一世帯でない場合は、事実婚関係に関する申立書の記入が必要です。</li> <li>・治療の結果出生した子の認知の意向を確認します。</li> </ul>	
⑦	印鑑(認印可)	様式第9号の請求書に必要です。	
⑧	振込先口座の預金通帳	様式第3号の申請者の預金通帳	

チェック欄を使って、申請に必要なものがすべてそろっていることを確認してから、**令和4年3月31日(木)**までに子ども家庭課の窓口申請にお越しください。  
ただし、治療終了日が**令和4年2月・3月**の場合は、**令和4年5月31日(火)**までに子ども家庭課の窓口申請にお越しください。